

## 2. 1 1 庭窪浄水場2系浄水施設耐震化工事後の給水開始前水質検査結果

庭窪浄水場2系浄水施設耐震化工事の完了に伴い、水道法第13条第1項の規定により庭窪浄水場浄水について給水開始前の水質検査を行った。厚生労働省に提出した水質検査結果書を以下に示す。

浄 第 4 号

## 浄水水質検査結果書

採水者		氏名：森口 泰男 所属：大阪市水道局工務部水質試験所庭窪分室			
採水年月日及び採水時刻		平成29年10月4日 10時00分			
試料名		庭窪浄水場 2系浄水池浄水		天候(当日)： 晴時々曇	
採水場所		庭窪浄水場2系送水ポンプ吸水井			
番号	検査項目名	検査結果	番号	検査項目名	検査結果
基01	一般細菌 (cfu/mL)	0	基31	ホルムアルデヒド (mg/L)	<0.002
基02	大腸菌 (100mL中)	検出せず	基32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	<0.1
基03	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	<0.0003	基33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01
基04	水銀及びその化合物 (mg/L)	<0.00005	基34	鉄及びその化合物 (mg/L)	<0.03
基05	セレン及びその化合物 (mg/L)	<0.001	基35	銅及びその化合物 (mg/L)	<0.1
基06	鉛及びその化合物 (mg/L)	<0.001	基36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	17
基07	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	<0.0005	基37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.002
基08	六価クロム化合物 (mg/L)	<0.005	基38	塩化物イオン (mg/L)	11
基09	亜硝酸態窒素 (mg/L)	<0.004	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	39
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	<0.001	基40	蒸発残留物 (mg/L)	88
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	1.1	基41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	<0.02
基12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.08	基42	ジエオスミン (mg/L)	<0.000001
基13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	0.02	基43	2-メチルイソホールネオール (mg/L)	<0.000001
基14	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0001	基44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	<0.002
基15	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.0005	基45	フェノール類 (mg/L)	<0.0005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0004	基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.7
基17	ジクロロメタン (mg/L)	<0.001	基47	pH値	7.7
基18	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0001	基48	味	異常なし
基19	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.0003	基49	臭気	塩素臭
基20	ベンゼン (mg/L)	<0.001	基50	色度(度)	<0.5
基21	塩素酸 (mg/L)	0.026	基51	濁度(度)	<0.1
基22	クロロ酢酸 (mg/L)	<0.002			
基23	クロロホルム (mg/L)	<0.001		遊離残留塩素(注1) (mg/L)	0.46
基24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	<0.001		残留塩素(注1) (mg/L)	0.56
基25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.002		気温(注1) (°C)	24.1
基26	臭素酸 (mg/L)	0.002		水温(注1) (°C)	22.3
基27	総トリハロメタン (mg/L) (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.004	検査結果の所見		水質基準項目に係る水質検査はすべて水質基準に適合する。
基28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	<0.001			
基29	プロモジクロロメタン (mg/L)	0.001			
基30	プロモホルム (mg/L)	0.001			
備考					
1)水質検査は、厚生労働省告示第261号に基づく方法で行った。					
2)表中「基〇〇」は、省令の基準項目の番号に対応する。					
3)成績表示の中で「<#.##」は「#.##未満」を示す。					
4)ジエオスミンは、(4S, 4aR, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a(2H)-オールの別名である。					
5)2-メチルイソホールネオールは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オールの別名である。					
6)(注1)採水時の記録より転記した。					
7)本検査は、水道法第13条第1項の規定により行う水質検査である。					
検査期間	平成29年10月4日 ~ 平成29年10月13日				
作成日	平成29年10月13日				
検査機関	大阪府大阪市東淀川区柴島1-3-14 大阪市水道局工務部水質試験所				
検査及び発行責任者	大阪市水道局工務部水質試験所長 大久保 忠彦				